

審議会等の会議録

会議の名称	令和４年度第３回大牟田市子ども・子育て会議
開催日時	令和４年１２月２２日（木） １３時００分～１４時１５分
開催場所	大牟田市職員会館３階 第２・３会議室
出席委員	【１２名】 ・宮田 忠雄（大牟田市退職小学校長会）【会長】 ・坂口 明夫（甘木山学園） ・猿渡 保生（大牟田市保育所連絡協議会） ・奥蘭 睦子（大牟田市民生委員・児童委員協議会） ・馬場 朋文（大牟田市社会福祉協議会） ・早川 由美子（大牟田市学童保育所・学童クラブ連絡協議会） ・辻 裕子（大牟田医師会）【副会長】 ・堤 さゆり（大牟田市小学校長会） ・西田 真理（大牟田市立小・中・特別支援学校 PTA 連合会） ・安元 大介（大牟田地区私立幼稚園協会） ・渡部 綾（市民委員） ・妹尾 嘉奈子（市民委員）
欠席委員	【１名】 ・井形 美里（市民委員）
事務局	保健福祉部子ども未来室 川地室長 保健福祉部子ども未来室 子ども育成課 井形主査、中島主査、橋本主査、坂口 子ども家庭課 山田主査、鶴田主査、池田主査
公開・非公開	公開
傍聴者数	０名
会議次第	１ 会長挨拶 ２ 議題 （１）（仮称）子ども・子育て応援条例について （２）第二期大牟田市子ども・子育て支援事業計画の中間年見直しについて ３ その他

《会議の経過》

1 会長挨拶

会長が挨拶を行った。

2 議題

(1) (仮称) 子ども・子育て応援条例について

資料1について

資料1に基づき事務局から説明。

(事務局)

前回の会議で「(仮称) 子ども・子育て応援条例」に盛り込む項目が概ね決まったので、その項目を基に条例の形にしたのが資料1。まだ素案であり、本日の意見や関係団体等へのヒアリングにおける意見等を踏まえ、加筆修正等をしていく。

本日検討いただきたいことの一つが条例の名称。「子ども・子育て応援条例」は仮称なので、ほかに良い名称があれば意見をいただきたい。もう一つは条例全体のバランス。この条例は理念条例ということで、事細かな記載はしておらず、今のところ全体でも10条までとシンプルな構成にしているので、現在のボリュームやバランスについて意見をいただきたい。

また、前回の会議で議論となった第2条の「子ども」の定義（18歳未満の者その他これらの者と同等と認めることが適当である者）について、「その他これらの者と同等と認めることが適当である者」がどういう趣旨なのか、参考とした古賀市に確認したところ、高校在学中に18歳を迎えた場合でも卒業するまでは子どもとみなすことなどを想定したという回答だった。前回議論になった、18歳を過ぎても心身の状況によっては支援が必要という意味で子どもとみなすという趣旨ではなかった。

しかし、令和5年度から施行される「こども基本法」では、対象年齢を設けず、「こども」は「心身の発達過程にある者」と定義されていることも踏まえ、本市としては、18歳を過ぎても18歳未満と同等に扱う必要がある人については本条例の対象とすることとし、当初のとおり、「18歳未満の者その他これらの者と同等と認めることが適当である者」としたいと考えている。

参考資料1について

参考資料1に基づき事務局から説明

(事務局)

直接子どもたちの意見を聞くため、市内の公立・私立中学校全10校に対しヒアリングを行った。今後、高校生や事業者（商工会議所）、地域住民団体（地域まちづくり協議会）からもヒアリング等により意見をいただく予定としている。

(会長)

条例の素案について、まず、子どもの定義について意見をいただいた後に、全体的な話に移りたいと思う。

(委員)

今、ADHD（注意欠如・多動症）や広汎性発達障害などの子どもたちもいる中で、（年齢制限を設けず）心身に困難を抱えている人たちを含めてもらえるのはありがたい。

(会長)

私から一つ提案したい。国のこども基本法では「こども」は「心身の発達の過程にある者」と定義されている。それと整合を図るなら、「心身の発達の過程にある者、概ね18歳未満の者」といった形で表現するとよいのではないかと思う。

(事務局)

その提案も参考に文言の整理をしたい。

(会長)

用語の定義については今後検討いただくということをお願いする。条例全体について意見はないか。

(委員)

前文の下から4行目の「児童の権利に関する条約」というのは、国連が定めている「子どもの権利条約」のことを言っているのか。なぜ「児童の」としているのか。

(事務局)

国連の方では「子どもの～」となっているようなので、「子どもの権利条約」に修正する（※）。

※会議後にあらためて確認した結果、日本での正式名称は「児童の権利に関する条約」（平成6年5月16日条約第2号）（「子どもの権利条約」は通称）であったため、条文の中では正式名称である「児童の権利に関する条約」と記載する予定。

(委員)

「（仮称）子ども・子育て応援条例」の名称について、「応援」だと「声かけ、呼びかけ」のような印象を受けるので、きちんと意思を表明するのであれば、「子ども・子育て条例」の方が良いのではないかと思う。

条例の前文に関して、目的の第1条と内容が重なっているところがある。前文には、

不登校のことなど、今の太宰府の子どもたちの問題をもう少しリアルに書いてほしい。
また、前文の5行目に「家庭における子育て力の低下」とあるが、保育事業者として、保護者が一生懸命子育てをしている状況を見ているので、「社会における子育て力の低下」と置き換えてもらえないか。

（事務局）

前文と目的については確かに重複している部分があるので今後整理する。また、不登校などの現状に対する記載や、「家庭における子育て力の低下」の部分に対する意見も踏まえ、前文については再度検討する。

（委員）

第10条の「市の役割」の文章について、全体の整合の点では、文章内の「家庭」を「保護者」とするなど、主体は人にした方がいいのではないか。

（事務局）

「家庭」を「保護者」に置き換えると自然な流れになるかと思う。ほかに、「地域」を「地域住民」に変更するかどうかも含めて検討する。一方で、「市」を「市長」とするのは違和感があるので、他市の状況等も確認し検討する。

（委員）

第3条第1項に「児童の権利に関する条約の理念にのっとり」と書いてあるが、「条約の理念」とだけ書かれていて一般の人に理解できるだろうかと思う。条約の4つの原則は分かりやすい文言で書かれているので、その文言を条例に載せることで、条約との関連性や世界共通の理念であることを示してもいいのではないかと思う。条約の文面をそのまま記載するのが難しいなら、太宰府らしい文面にして載せてもよいかと思う。

（事務局）

より分かりやすい条例となるよう、いただいた意見を参考に検討したい。

（会長）

前文にもう少し太宰府のリアルな現状を記載してはどうかという意見については私もそのとおりだと思う。加えて、少子化や核家族化、情報化などの社会情勢の変化と太宰府の子どもたちの実態を関連づけるとより分かりやすくなるのではないか。

（事務局）

本市のリアルな現状をどのように抽出し表現するのか難しい面もあるが、考えていきたい。

(委員)

条例の名称について、“行い”で表現を合わせるなら「子育て・子育て応援条例」がいいのかなと思った。あまり奇をてらってもしょうがないので、子どもが育っていく環境と、子育てをする保護者や地域などを支援する、応援するという意味合いにするといいのではないかと思う。

不登校の問題については、今は学校に変わる居場所をきちんと保障しようという考え方になってきているので、学校に行く、行かないだけでなく、学校に変わる居場所を社会として用意する必要があるというニュアンスの方がいいのではないかと思う。

(事務局)

名称については皆さんからの意見をもとに検討する。

不登校については、指摘いただいた視点も加味しながら検討する。

(会長)

私から条例の中で良いと思った点について述べたい。第5条の「子どもが大切にすること」で、子ども自身についても、主体者としてこうなってほしいということが述べられているのは素晴らしいことだと思う。中高生にヒアリングを行うことも、このようなことを意識してもらう意味で素晴らしいことだと思う。

最近、「ウェルビーイング (Well-being)」という概念が教育界で取り入れられている。自分だけでなく、友達も家族もコミュニティもみんなが持続的に幸せになるように子どもを育てていこうという考え方で、OECD（経済協力開発機構）が提唱している。第5条にはそうした考え方が含まれているので、アピールしていただけたらと思う。

(会長)

ほかにはないので、今まで出た意見を参考に、またこれから様々な団体のヒアリングが予定されているので、そこで出た意見も踏まえながら条例の内容を改善していただければと思う。

(事務局)

庁内会議の子ども・子育て委員会の中で、「子育て」に関する内容が薄いのではないかという指摘を受けているので、今後、必要に応じて追記する可能性がある。

条例の名称については、次回の会議に向けて引き続き考えていただければと思う。

条例の制定スケジュールについて、当初は今年度の2月議会に提案する予定としていたが、作業や調整等に時間を要しているため、現時点では6月議会での提案を目指している。場合によっては9月議会となる可能性もある。

(会長)

ヒアリングやパブリックコメントが全て終わった段階で、修正された条例案をこの会議に出していただいて、最終的に答申という運びとなる。

(2) 第二期大牟田市子ども・子育て支援事業計画の中間年見直しについて

資料2に基づき事務局から説明

(委員)

少子化が進んで、入所者数が定員を下回っている保育所では、ここ数年経営に苦勞されているという話を聞く。働き方改革で処遇や職場環境を良くしろと言われても財源がない。入所者数が定員を大幅に下回っていても、今の市のルールでは10人単位でしか定員の見直しができないので、それがネックになっている。待機児童を出してはいけないというのは分かるが、その地域の実情に合わせて適正な定員で経営ができ、保育士や幼稚園教諭などの職員がちゃんとした処遇を受けられるような仕組みに変えていただきたい。少子化で保育人材の採用も厳しい状態なので、そうした状態の改善も市として検討をお願いしたい。

(事務局)

定員変更の考え方は今後も引き続き検討していく。

(委員)

定員の見直しについて、以前は10人単位での変更は（前の変更から）3年経過しないとできなかったが、今は協議の上でできるようになっているのか。

(事務局)

定員の変更については以前より事前協議をしており、令和2年に方針を一部見直した。待機児童が出ないよう、原則10人以内の変更で運用している。コロナの影響で保護者が預け控えをしている現状も見受けられており、現在の保育ニーズがどの程度あるか正確に把握できていない状況の中で、何十人も一度に定員を減らすことは難しいと考えている。ただ、課題だとは認識しているので、もう少し検討させていただきたい。

(委員)

現在はコロナの影響もあり、1歳を過ぎてから入所されるケースが多い。1歳を過ぎてからの入所となると、人見知りをしたり、食事や睡眠などが確立していなかったりして保育する上では大変である。大牟田市で0歳児から預けやすい体制や手立てがあると良いと思う。他市では補助等もあると聞いている。

(会長)

育児休業の関係など様々な要因が重なり1歳から預けるケースが多いのではないかな。

(委員)

ここ数年はコロナの影響で預けるのを控える状況があり、1歳になってから預けるケースが増えた。コロナが流行する前に比べると、年度途中からの入所が少なくなっていて、新年度から預けるケースが増えている。

(委員)

小児科の立場から意見をすると、まず、産休に入っている人たちの中にはコロナの影響で解雇になっている人が結構いる。乳児がいると再就職に不利になるので、ある程度子どもが落ち着く1歳を過ぎて預けた方がいいと思って保育園にすぐに預けない人たちがいる。母親としては子どもの成長を見たいというのが本音で、1歳までは休みがもらえるから1歳を過ぎて預けるという人もいる。逆に、職場で代わりに仕事をしてくれる人がいないので、半分あきらめて早く復職する人もいる。

どの年齢であっても、子どもを預けた当初は思ったとおりの就業ができなくて会社に迷惑をかけてしまうのではないかと、それで自分の居場所がなくなってしまうのではないかとといったことを考えてしまって、タイミングが計りづらいので、0歳で預けるケースが少ないのかなと思う。

どの職業も人が少なく、一人(産休・育休に入る)だけでも仕事のしわ寄せが来て、職場がいらいらしてしまう悪循環のような状況がある。それだったら離職して手元で育てようとなる。良い方向に回っていないのかなと思う。

母親たちは、仕事もしたいけど子育てはどうしようというジレンマを抱えている。保育所に年度途中から預かってもらっても、自分が会社で以前と同じように仕事をするのが難しい。母親に対するサポートがないと子育てはうまくいかないと感じる。中には母親の地元に移住する人もいる。

(会長)

コロナ等の影響もあり、いろいろなバランスが崩れているように感じた。先ほど議論した条例で、様々な人々が協働し子育てをしよう、それを応援しようという趣旨は大変良いことだと思うので、その方向に発展させていければ素晴らしいことだと思う。

(委員)

保育所では、在園児の弟妹であれば、例えば4月の段階で翌年3月に職場復帰することが分かっている場合、4月の時点から入所枠を確保している。しかし初めて利用する子どもの場合、今の12月ぐらいの時期は定員が埋まっていたり保育士不足などで入れないこともある。早い人では半年前から見学に来る人もいるが、大牟田市では年度途中だと入所希望日の1ヶ月前にならないと受付ができない。柳川市やみやま市は3か月前、荒尾市は1年前から受付している。入所決定は1ヶ月前でいいと思うが、受付をもっと早くからできるようになれば、初めての育休・職場復帰の支援につながるのではないかなと思う。

(会長)

今後の検討課題として受け止めていただければと思う。

ほかに意見がないようなら、事業計画の中間年の見直しについては、今後のスケジュールも含めて、原案どおり進めていくということでもいいか。

(異議なしの声)

3 その他

(事務局)

次回の開催日についてはまだ決まっていないが、関係団体へのヒアリングが2月上旬頃に終了する予定のため、次の会議は2月中旬～下旬頃となる見込み。日程調整等についてはまた協力をお願いしたい。

閉会 (14 時 15 分)